

# 学校生協グループ保険 のおすすめ

下記の期間、「学校生協グループ保険」のご説明とお手続きのため  
制度推進担当者が各学校を訪問いたします。



2026年4月1日(水) ~ 2026年5月15日(金)

■ 提出締切日：2026年5月18日(月)

■ 保障開始日：2026年8月1日(土)

※継続加入組合員を除く



ポイント

①

学校生協組合員※のみが加入できる**学校生協独自の福利厚生制度**です  
スケールメリットを發揮した、お手頃な保険料でご加入いただくことができます

自助

個人が行う備え

貯金、保険会社等の各商品

共助

栃木県学校生活協同組合員  
同士の支え合い

学校生協グループ保険  
学校生協独自の福利厚生制度

公助

国や自治体が制度として提供

年金、医療保険等



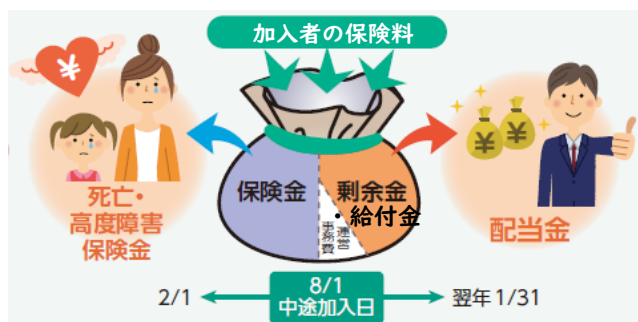
ポイント

②

学校生協グループ保険には、**配当金の仕組み**があります

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みとなっています

※今回は2026年8月1日~2027年1月31日の6カ月間で収支計算いたします。  
※配当金還付の対象となるのは、グループ保険（生命保険部分）、就業不能サポートです。  
※グループ保険（普通傷害保険部分）には配当金はありません。



グループ保険（生保部分）  
昨年実績

（2025年2月1日~2026年1月31日）

お支払い保険金額 約9,504万円

配当率 約33.3%

※配当率はお支払い時期の前年度決算により決定  
しますので、将来お支払いする配当金額は現時  
点では確定していません。



ポイント

③

加入内容は**毎年見直しが可能**です

ご自身のライフプランに合わせて必要な保障を適切に準備できます

<加入手続き等に関するお問い合わせ先>

栃木県学校生活協同組合

0120-65-3324

〒320-0065 栃木県宇都宮市駒生町1359番地37

受付時間 月~金曜日 8:30~17:00

(土・日・祝日を除く)

<その他お問い合わせ先>

明治安田生命保険相互会社

公法人第三部法人営業第一部

03-5289-7587

〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9

明治安田生命秋葉原ビル8階

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

保障内容等は  
裏面をご確認ください

# 新規採用教職員向けおすすめコース

1

## 死亡・高度障害に備える

ご自身・ご家族の生活費として保険金を年金形式でお支払いいたします

### グループ保険（生命保険部分）

（災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付団体定期保険【生命保険】）

#### 【基本プラン】 本人 Qコース

死亡・高度障害のとき

死亡・高度障害保険金（年金原資）

**2,000万円**

初年度受取月額

約**9.7万円**

受取期間

× **15年**

本人 Qコース 月額保険料

年齢	男性	女性
18～35歳	2,420円	1,740円

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

2

## ケガに備える

業務内外を問わずお支払いいたします

### グループ保険（普通傷害保険部分）

（天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】）

傷害により、入院した場合 【入院保険金】

（事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について）

1日につき**5,000円**

傷害により、所定の手術を受けた場合 【手術保険金】

（ただし、1事故につき手術1回が限度）

（状況により）  
2.5万円または**5万円**

傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 【通院保険金】

（事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度）

1日につき**3,000円**

本人  
Xコース  
月額保険料

**900円**

3

## 就業不能状態に備える

病気・ケガで働けなくなってしまったときのお給料をサポートします

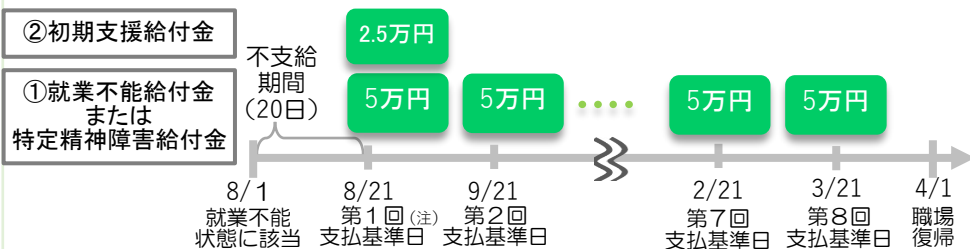
### 就業不能サポート

（特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】）

- ① 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続したとき、5万円
- ② 第1回就業不能給付金または第1回特定精神障害給付金が支払われるとき、2.5万円

本人 5万円コース 月額保険料

事例：8月1日から就業不能状態が継続し、4月1日に職場復帰



年齢	男性	女性
18～20歳	598円	678円
21～25歳	610円	658円
26～30歳	615円	795円
31～35歳	693円	888円

（注）第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。（特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。）

※就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。

※特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。

※就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

## 合計保険料（本人）

### おすすめコースに加入した場合

- ① グループ保険（生命保険部分）Qコース
- ② グループ保険（普通傷害保険部分）Xコース
- ③ 就業不能サポート 5万円コース

※グループ保険は生命保険部分と普通傷害保険部分をセットしたものです。生命保険部分と普通傷害保険部分ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

※グループ保険（普通傷害保険部分）と就業不能サポートへの加入はグループ保険（生命保険部分）への加入が必要です。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢23歳＝2026年2月1日現在満22歳6ヵ月を超え満23歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は正規（確定）保険料です。

※制度内容等詳細についてはパンフレットをご確認ください。

※本資料は、商品の特徴や保険料等の一部を抜粋してご案内するものです。特に、お支払いの対象・回数等には一定の制限が設けられています。ご加入にあたっては、必ず詳細を記載したパンフレットを事前にご確認のうえお申し込みください。ご不明な点は担当者までお問い合わせください。

男性

18～20歳 **3,918円**  
21～25歳 **3,930円**  
26～30歳 **3,935円**  
31～35歳 **4,013円**

女性

18～20歳 **3,318円**  
21～25歳 **3,298円**  
26～30歳 **3,435円**  
31～35歳 **3,528円**